

資本市場及び金融業の基盤強化のための金融商品取引法等の一部を改正する法律

一七二

◎資本市場及び金融業の基盤強化のための金融商品取引法等の一部を改正する法律

このような状況を踏まえ、資本市場及び金融業の基盤強化を図るため、本法律案を提出した次第であります。

以下、この法律案の内容につきまして御説明申し上げます。

第一に、多様で円滑な資金供給を実現するため、新株予約権無償割当てによる増資に係る開示制度等の整備、特定融資契約の借主の範囲拡大、銀行、保険会社等金融機関本体によるファイナンスリースの活用の解禁のための措置を講じることとしております。

一、提案理由（平成二三年四月二一日・参議院財政金融委員会）

○国務大臣（自見庄三郎君） おはようございます。

ただいま議題となりました資本市場及び金融業の基盤強化のための金融商品取引法等の一部を改正する法律案につきまして、提案の理由及びその内容を御説明申し上げます。

我が国においては、少子高齢化が進展し、経済の低成長が続く中、家計部門に適切な投資機会を提供し、企業等に多様な資金調達手段を確保することを通じて、金融がこれまで以上に实体经济をしっかりと支えることが求められております。

また、我が国は、千四百兆円を超える家計部門の金融資産、高度な人材、技術等を有し、成長著しいアジア経済圏に隣接しております、こうした好条件を生かし、我が国の金融業が成長産業として発展し、付加価値を高めることができます。

よろしくお願ひいたします。

第二に、国民資産を有効活用できる資産運用機会の提供を図るため、プロ等に限定した投資運用業の規制緩和、資産流動化スキームに係る規制の弾力化、英文開示の範囲拡大のための措置を講ずることとしております。

第三に、市場の信頼性の確保のため、無登録業者による未公開株等の取引に関する対応、企業の財務書類等の質の向上を図るための公認会計士制度の見直し、投資助言・代理業の登録拒否事由の拡充の措置を講ずることとしております。

その他、関連する規定の整備等を行うこととしております。

以上が、この法律案の提案理由及びその内容であります。何とぞ、御審議の上、速やかに御賛同くださいますようにお願いを申し上げます。

二、参議院財政金融委員長報告(平成二三年四月二七日)

○藤田幸久君　ただいま議題となりました両法律案につきまして、委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

まず、資本市場及び金融業の基盤強化のための金融商品取引法等の一部を改正する法律案は、資本市場及び金融業の基盤強化を図るため、英文開示の対象、銀行等の業務範囲及び特定融資枠契約の借主の範囲をそれぞれ拡大するとともに、投資運用業の規制を緩和するほか、公認会計士に関する制度を見直す等の措置を講じようとするものであります。

委員会におきましては、公認会計士制度の見直しを行う目的と改正内容の問題点、無登録業者による未公開株等取引に対する規制の実効性等について質疑が行われましたが、その詳細は会議録に譲ります。

質疑を終了しましたところ、本法律案に対し、自由民主党、みんなの党、たちあがれ日本・新党改革を代表して佐藤ゆかりり理事より、公認会計士法の改正に関する規定の部分を削ること等を内容とする修正案が提出されました。

次いで、採決の結果、修正案は全会一致をもつて、修正部分を除く原案は多数をもつてそれぞれ可決され、本法律案は修正

議決すべきものと決定いたしました。

なお、本法律案に対し附帯決議が付されております。

(略)

以上、御報告申し上げます。

○委員会修正の提案理由(平成二三年四月二一日)

○佐藤ゆかり君　私は、自由民主党、みんなの党及びたちあがれ日本・新党改革を代表して、資本市場及び金融業の基盤強化のための金融商品取引法等の一部を改正する法律案に対し、修正の動議を提出いたします。

その内容は、お手元に配付されております案文のとおりでございます。

まず、提案の趣旨について御説明いたします。

今回の改正案には、企業財務会計士制度の創設等を内容とする公認会計士制度の見直しが含まれておりますが、公認会計士試験の待機合格者問題等への対応については更に検討し、より有効な解決策が図られるべきと考えます。

一方、公認会計士制度の見直し以外の規定については、無登録業者による未公開株取引への対応なども含まれ、現在の状況を踏まえると早期に成立させる必要があります。よって、今回
の改正案から公認会計士制度の見直しに関する規定を全て削除

資本市場及び金融業の基盤強化のための金融商品取引法等の一部を改正する法律

一七四

するよう修正案を提案した次第でござります。

修正案の概要是、金融商品取引法に会計の専門家の活用等に関する規定を加える改正規定及び公認会計士法の改正に関する規定を削るとともに、その他所要の規定の整理を行うものであります。

以上、修正案の提案の趣旨及びその概要を御説明いたしました。

何とぞ、委員各位の御賛同をいただきますようお願い申し上げます。

○附帯決議(平成二三年四月二一日)

政府は、次の事項について、十分配慮すべきである。

一 東日本大震災からの復旧・復興等に向けた資金需要に適切に対応するという喫緊の課題が生じている中で、我が国経済に金融の果たすべき役割を十分認識し、企業等の実情に応じた適切な資金供給を行うとともに、アジアのメインマーケットたる市場の実現に向けて、今後とも資本市場及び金融業の基盤強化を図ること。

一 無登録業者による未公開株等の勧誘や震災の義援金・復興資金の募集を装った詐欺などの違法・悪質な取引等が行われることのないよう、本法により整備される措置を含めた制度

の実効性ある運用に努めること。

一 公認会計士監査制度及び会計の専門家の活用に関しては、会計をめぐる国際的な動向や、公認会計士試験合格者数の適正な規模についての議論などを踏まえ、その在り方を引き続き検討すること。

また、公認会計士による監査を充実・強化していくため、専門職業団体による自主規律の重要性に配意して、そのまま規制を活用した有効かつ効率的な監督を行うこと。

一 一部の企業年金基金において多額の損失や大幅な積立金不足が発生している実態に鑑み、資産の管理運用を委託される金融機関等の業務の実態を把握した上で、その業務に適切な検査・監督を行い、基金に係る受託者の責任・注意義務が十全に發揮されるよう配意すること。

右決議する。

三、衆議院財務金融委員長報告(平成二三年五月一七日)

○石田勝之君 ただいま議題となりました法律案につきまして、財務金融委員会における審査の経過及び結果を御報告申上げます。

本案は、資本市場及び金融業の基盤強化を図るため、新株予約権無償割り当てによる増資に係る開示制度等の整備、特定融

資本契約の借り主の範囲拡大、銀行、保険会社等金融機関本体によるファイナンスリースの活用の解禁、プロ等に限定した投資運用業の規制緩和、資産流動化スキームに係る規制の弾力化、英文開示の範囲拡大、無登録業者による未公開株等の取引に関する対応、投資助言・代理業の登録拒否事由の拡充等の措置を講ずるものであります。

本案は、去る四月二十七日、参議院において修正議決の上、本院に送付され、五月十日当委員会に付託されました。

委員会においては、十一日、自見国務大臣から提案理由の説明を聴取し、次いで、参議院における修正部分について修正案の提出者から趣旨の説明を聴取し、十三日、質疑を行い、質疑を終局いたしました。次いで、採決いたしましたところ、本案は賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

なお、本案に対し附帯決議が付されましたことを申し添えます。

以上、御報告申し上げます。

○附帯決議(平成二三年五月一三日)

政府は、次の事項について、十分配慮すべきである。

一 東日本大震災からの復旧・復興に向けた義援金・復興資金

が全国から寄せられる中で、その募集を装った詐欺などの違法・悪質な取引、無登録業者による未公開株等の勧誘等が行われることのないよう、本法により整備される措置を含めた制度の実効性ある運用に努めること。

一 公認会計士監査制度及び会計の専門家の活用に関しては、会計をめぐる国際的な動向や、公認会計士試験合格者数の適正な規模についての議論などを踏まえ、その在り方を引き続き検討すること。

また、公認会計士による監査を充実・強化していくため、専門職業家団体による自主規律の重要性に配意して、その自主規制を活用した有効かつ効率的な監督を行うこと。